

○ 山梨大学附属図書館利用要項

制定 平成28年 6月 3日

(趣旨)

第1条 この要項は、山梨大学附属図書館細則第6条の規定に基づき、山梨大学附属図書館（以下「図書館」という。）及び医学分館（以下「分館」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(資料)

第2条 図書館資料（以下「資料」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般図書
- (2) 参考図書
- (3) 貴重図書
- (4) 逐次刊行物
- (5) 電子的資料
- (6) その他の資料

(利用者)

第3条 図書館及び分館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 山梨大学（以下「本学」という。）の職員
- (2) 本学の学生
- (3) 図書館及び分館が所蔵する資料を利用する学外者

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (2) 本学の開学記念日（10月1日）
 - (3) 年末年始
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館にあつては館長、分館にあつては分館長（以下「館長等」という。）が必要と認めたときは、休館又は、閉館することができる。

(開館時間)

第5条 開館時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長等が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(入館手続)

第6条 第3条第1号及び第2号に規定する利用者は、学生証、身分証明書等、その身分を証明するものにより、入館するものとする。第3条第3号に規定する利用者においては、所定の手続きにより入館するものとする。

(閲覧)

第7条 利用者は、館内資料を自由に閲覧することができる。

- 2 利用者は、所定の場所で閲覧しなければならない。
- 3 利用者は、閲覧を終えた資料を所定の場所に戻さなければならない。

(閲覧の制限)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、利用者に対して閲覧を制限することができる。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条第1号から第3号までに掲げる個人情報に係るもの
- (2) 個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から、一定の期間は公にしないことを条件に寄贈を受けた資料については、当該期間が経過するまでの間
- (3) 資料の利用により、破損もしくは汚損を生じるおそれがある場合、又は資料が現に教育研究のため使用されている場合

（館外貸出）

第9条 利用者は、資料の貸出しを受けようとするときは、所定の手続をとらなければならない。

- 2 貸出しを受けた資料（以下「貸出資料」という。）は、利用者がその保管の責任を負うものとし、他人に転貸してはならない。
- 3 資料の貸出利用者、貸出冊数、貸出期間及び館外貸出禁止資料については、館長等が別に定める。

（返却）

第10条 利用者は、貸出期間内に貸出資料を返却するものとする。

- 2 館長等は、必要と認めたときは、貸出期間内であっても貸出資料の返却を求めることができるものとする。
- 3 本学の職員又は学生が身分を失ったとき、及び休職又は休学するときは、貸出資料を直ちに返却しなければならない。

第11条 館長等は、貸出期間を超過しても貸出資料を返却しない利用者には、早急に返却するよう督促する。

- 2 貸出期間を超過した利用者には、新たな貸出しを停止する。

（文献複写）

第12条 利用者は、教育・研究又は学習（以下「教育・研究等」という。）のため文献複写を希望する場合は、著作権法に則り、本学が別に定めるものにより、複写を依頼することができる。

（参考調査）

第13条 利用者は、教育・研究等の参考となる文献の情報提供及び調査を希望する場合は、所定の手続きにより、調査を依頼することができる。

（情報検索）

第14条 第3条第1号及び第2号に規定する利用者は、教育・研究等のため情報検索を必要とする場合は、所定の手続きにより、検索を依頼することができる。

（相互利用）

第15条 第3条第1号及び第2号に規定する利用者は、教育・研究等のため必要がある場合は、所定の手続きにより、他の大学図書館等の利用（文献複写を含む。）について依頼することができる。

（機器及び施設の利用）

第16条 利用者は、教育・研究等のため必要がある場合は、所定の手続きにより、図書館及び分館備付けの機器及び施設を利用することができる。

（弁償責任）

第17条 利用者は、資料及び施設・設備を紛失、汚損又は破損した場合は、直ちに館長等に申し出るとともに弁償しなければならない。

(要項等の遵守)

第18条 利用者は、この要項を遵守し、館長等の指示に従わなければならない。

2 館長等は、要項及び指示に違反した者に対して、図書館及び分館の利用を停止することができる。

(雑則)

第19条 資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの要項を常に閲覧室内に備え付けておく。

2 この要項に定めるもののほか、図書館及び分館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 山梨大学附属図書館利用規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。